

静岡県内信用金庫の「後見支援預金」の取扱い実績について

(一社)静岡県信用金庫協会の傘下の12信用金庫は、家庭裁判所の「指示書」がなければ出金等ができない預金(「後見支援預金」)の取扱いを平成29年7月~8月から開始しております(全国最初の取組です)。

この取扱実績(平成30年3月末の口座数、同預金残高)につきましては、209口座となるなど、県内各地の多くの方々にご利用いただいております。また、ご利用いただいた預金者(成年後見人)の主なご感想としては下記のとおり利便性などを評価する声が多いものとなっています。

今後も静岡県の信用金庫は、本預金を成年後見人による厳格な財産管理と顧客利便性確保に資する重要な預金として位置づけし、県内の409店舗のネットワークを生かして取り組んでいく所存です。

記

1. 取扱実績(静岡県内に本店を有する12信用金庫の合計・平成30年3月末)

口座数	209
預金残高	5,207百万円

2. 預金者(後見人)のご感想等

- いつも利用している身近な信用金庫に預金できるため有難い(司法書士)。
- 被後見人の預金を安全に管理できる商品が近隣の信用金庫にあって良かった。
- コストがかからず利便性の高い後見支援預金は、保全策として有難い(弁護士)。
- 制度に対して最初は抵抗があったが、実際に口座開設してみたところ、手続きも難しいものではなく、また、成年後見人が自由にできる資金が減らせることも安心感が持てるので良い制度であると思っている(司法書士)。
- 成年後見人の生活口座がもともと信用金庫に開設されていたため、後見支援預金も同じ金融機関で作成でき安心した。

(ご参考・後見支援預金)

(1) 本預金の取扱いの背景

近年、後見人による不正（被後見人預金の使い込み）等が社会問題化していること及び平成29年3月24日に政府が閣議決定した「成年後見制度利用促進基本計画」内で「後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待」されていることに鑑み、県内の信用金庫が家庭裁判所の「指示書」がなければ出金等ができない預金（「**後見支援預金**」）の取扱いについて提案。（一社）静岡県信用金庫協会と静岡家庭裁判所と協議し全国で初めて県内12の信用金庫において平成29年7月～8月から取り扱いを開始している。

(2) 利用対象者

家庭裁判所が「後見支援預金」の新規契約にかかる「指示書」を交付した者

(3) 取扱商品

普通預金のみとし、商品特性としてキャッシュカードは発行しない。
なお、最低預入単位の制限はない。

後見支援預金の流れ

後見開始又は未成年後見人選任の申し立て

申立人又は後見人候補者による後見支援預金の利用申出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が後見支援預金の利用が適していると判断した場合
①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

後見支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して静岡県内に本店を有する信用金庫で口座作成手続きをしてください。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告